

旭市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成30年1月29日

旭市監査委員 木村哲三
旭市監査委員 平野哲也
旭市監査委員 景山岩三郎

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成29年度定期監査

措置を講じた部署	商工観光課
監査結果提出日	平成29年12月18日
措置通知日	平成29年12月26日
監査結果の内容（指摘・意見）	措置の内容
(1) 一部の契約事務手続に不備が見受けられたため、規則等にのっとり適正な事務の執行に努められたい。	(1) 契約事務手続については、財務規則等法令に基づき適正な執行に努めます。

旭市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成30年3月14日

旭市監査委員 木村哲三
旭市監査委員 平野哲也
旭市監査委員 景山岩三郎

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成29年度定期監査

措置を講じた部署	都市整備課
監査結果提出日	平成30年2月15日
措置通知日	平成30年3月13日
監査結果の内容（指摘・意見）	措置の内容
(1) 都市計画区域の見直しについて、引き続き市民への周知等を行いながら、今後の方向性の議論・検討を進められたい。	(1) 都市計画制度などの関係法令について、市民に対し、引き続き説明会などを開催し、都市計画の必要性に対する市民意識を醸成したうえで、都市計画区域の見直しについて検討してまいります。